

ハイライト:

- ・スイッチOTC薬控除と医療費控除の選択ポイントを解説します！
- ・2年前前納された国民年金保険料の社会保険料控除について！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

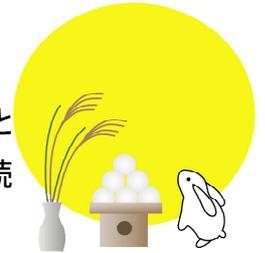
- ご挨拶 1
- スイッチOTC薬控除と医療費控除の選択のポイント 1
- 2年分の国民年金保険料を前納した場合の社会保険料控除 2

今年は、オリンピックで熱い夏となりました。近頃は朝晩と涼しくなり、秋の気配が感じられるようになりました。引き続き体調管理にお気をつけてお過ごし下さい。

第67号では、平成28年度税制改正で導入されたスイッチOTC薬控除関係、そして国民年金保険料の前納について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村 元彦(東京事務所)
中村友理香(埼玉事務所)



スイッチOTC薬控除と医療費控除の選択のポイント

平成28年度税制改正で決定し、来年の1月から適用となるセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について改めて取り上げます。セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)(以後、スイッチOTC薬控除という。)は、従来の医療費控除とは併用できません。

今号では従来の医療費控除との比較を行います。是非参考にしてください。

スイッチOTC薬控除の適用期間は、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間であり、対象となるのは、平成29年1月以降に購入したスイッチOTC医薬品となります。

厚生労働省はホームページで、対象となるスイッチOTC医薬品の販売名、製造販売業者名、成分名が記載された一覧を公表しています。必要に応じて、2ヶ月に1回更新される予定となっています。平成28年8月17日時点で1,517品目が対象となっています。

また平成28年6月17日に日本一般用医薬品連合会は、対象製品パッケージに表示する共通認識マークを発表しました。原則として製品の正面やJANコード近傍等に表示する予定となっています。

今後、医薬品購入の際の参考にして下さい。

【表示イメージ】

正面

背面

【共通認識マーク】



認識マーク及び表示イメージは、日本一般用医薬品連合会が報道関係各位にあてた資料より転載。

【例】

- ・ 課税所得 4,000,000円 (所得税率20%適用と仮定)
- ・ スイッチOTC医薬品の年間購入金額 (1世帯あたり) 110,000円 (補填される保険金なし)
- ・ 医療費は、上記のスイッチOTC医薬品購入費のみ

< 年間支出金額と適用関係 >

年間支出金額	適用可能な制度
スイッチOTC薬12,000円以上かつ 年間医療費10万円以上 「スイッチOTC薬購入費 - 12,000円」 (最大88,000円) 「医療費 - 100,000円」	左記 と を比較 > スイッチOTC薬控除 < 医療費控除
スイッチOTC薬12,000円以上かつ 年間医療費10万円未満	スイッチOTC薬控除
スイッチOTC薬12,000円未満かつ 年間医療費10万円以上	医療費控除
スイッチOTC薬12,000円未満かつ 年間医療費10万円未満	適用なし

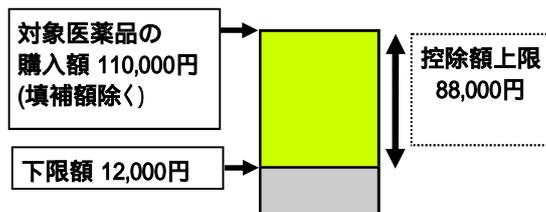
(注)年間合計所得金額が200万円未満の場合、年間医療費が10万円に達していなくても所得金額×5%を超えれば医療費控除利用可。

スイッチOTC薬控除は、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診、のいずれかの健康の維持増進及び疾病の予防への取組を行っていることが要件となります。

ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

【計算例】

【スイッチOTC薬控除の計算】



(対象医薬品の購入金額: 最高88,000円)
 (110,000円 - 下限額: 12,000円 = 98,000円)
 98,000円 > 88,000円 (控除額上限: 88,000円)
88,000円が課税所得から控除される額

【医療費控除の計算】

医療費 110,000円 - 100,000円 = 10,000円
10,000円が課税所得から控除される額

判定 88,000円 > 10,000円 スイッチOTC薬控除適用

減税額・スイッチOTC薬控除適用時

- 【所得税】 17,600円の減税効果
(88,000円 × 所得税率20% = 17,600円)
- 【復興特別所得税額】 369円の減税効果
(17,600円 × 2.1% = 369円)
- 【個人住民税】 8,800円の減税効果
(88,000円 × 個人住民税率10% = 8,800円)
- 合計 26,769円の減税効果**



2年分の国民年金保険料を前納した場合の社会保険料控除

平成26年4月より、2年分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納めることができるようになりました。保険料の支払いは、口座振替のみで現金払やクレジット払はできません。

2年前納により納めた国民年金保険料を所得より控除する場合、以下のいずれかを選択します。

全額を納めた年に控除する方法

各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法

ただし、一度の方法を選択した場合は、の方法に戻すことができません。

また、会社員の方が年末調整において控除の適用を受けたい場合には、自分で「社会保険料(国民年金保険料)控除額内訳明細書」を作成し、「社会保険料控除証明書」の原本とともに会社へ提出する必要があります。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所
 (東京事務所)
 港区南青山 2-2-15 青山1025
 電話 03-3746-1750
 (埼玉事務所)
 さいたま市浦和区岸町7-1-4
 細田屋ビル
 電話 048-816-6180
 Fax 048-834-1594
 nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp